

<h1>兵庫県公報</h1> <p>平成19年8月31日 第2号外</p>	<p>発行人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通 5丁目10番1号</p> <p>毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日</p>	 <p>(兵庫県民の旗=県旗)</p>									
目 次											
<b>企業庁管理規程</b> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 70%;">○企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程</td><td style="width: 10%; text-align: right; vertical-align: bottom;">ページ</td><td style="width: 20%; text-align: right; vertical-align: bottom;">1</td></tr> <tr> <td>病院局管理規程</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>○病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程</td><td></td><td style="text-align: right;">1</td></tr> </table>			○企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	ページ	1	病院局管理規程			○病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程		1
○企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程	ページ	1									
病院局管理規程											
○病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程		1									
<b>企 業 庁 管 理 規 程</b>											
<p>企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。</p> <p>平成19年8月31日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県公営企業管理者 辻 井 博</p>											
<p><b>兵庫県企業庁管理規程第6号</b></p> <p><b>企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程</b></p> <p>企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第15条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この管理規程は、平成19年9月1日から施行する。</p>											
<b>病 院 局 管 理 規 程</b>											
<p>病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。</p> <p>平成19年8月31日</p> <p style="text-align: right;">兵庫県病院事業管理者 黒 田 進</p>											
<p><b>兵庫県病院局管理規程第10号</b></p> <p><b>病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する管理規程</b></p> <p>病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成14年兵庫県病院局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第27条第1項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改める。</p> <p><b>附 則</b></p> <p>この管理規程は、平成19年9月1日から施行する。</p>											